第１５回　熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日　時：平成２１年２月１７日（火）　午後３時３０分～午後５時５０分

会　場：駐輪場８階会議室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、齊藤委員、前委員、田中委員、寺本委員、
西村委員、原委員、林委員、松崎委員、村上委員、山形委員、下川委員、
鈴木委員、

欠席者：木下委員

荒　木 副会長	**１　開会** ただいまから、第１５回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。 会長は搭乗予定でした飛行機が欠航となり、熊本到着が遅れるとの連絡がありましたので、私が会長到着まで議事進行をさせていただきます。 本日の委員の出欠ですが、木下委員が所用で欠席との連絡が入っております。 当委員会での協議は、今回も含めまして、残り２回となっております。本日は、少なくとも「協働」までは進みたいと考えておりますので、どうぞご協力をお願いします。 委員会の時間は２時間程度を予定しておりますが、残りが２回ということもありまして、協議の進み方次第では、若干の時間延長も仕方ないかと思います。 委員の皆さんには、発言される前に論点を明確にして、短めにして出来るだけ多くの委員の方が発言なさいますよう、お願いしたいと思っております。 それでは、まず資料の確認を事務局の方からお願いいたします。
事務局	（資料確認） ・　次第 ・　資料Ｂ　二巡目協議用 正副会長試案 ・　熊本市自治基本条例案の比較対照（正副会長案と林案）の提出（2/17 提出分） ・　熊本市自治基本条例案の比較対照（正副会長案と林案）の提出（1/23 提出分）
荒　木 副会長	ありがとうございました。 前回のと、今日、林委員の方から出していただきましたデータ的なものがありまして、混同なさらないようによろしくお願いいたします。 どの資料を使って説明されているのか、途中で分からなくなりますから、発言される際には、どの資料の何ページと言われて、発言をお願いしたいと思っております。 それでは、早速協議に入りたいと思います。 出来れば、全員賛同得られる形で進めたいと思っておりますけれども、どうしてもご意見が分かれる場合もあるかと思います。 平行線の場合は、理由を添えて、両論併記の形にしたいと思っております。こ

	の場合は、各委員のお考えも確認したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 本日は、前回、林委員が提出された正副会長試案と林委員の提言が比較対照できるようになっております資料を採用し、協議を進めてまいります。 それでは、前回保留にしておりました、「市民の権利と責務」のところの「協働請求権」と「協働諾否権」から協議いたします。 林委員から要望のありました上越市関係の資料は、今回、事務局の配布した関係資料に入っています。 林委員のご提言は、林委員資料の５ページをご覧ください。 まずは上越市関係資料、林委員の提案資料に基づいて、提案者の林委員から、ご説明をお願いしたいと思います。
林 委　員	私の方で提案させていただいているのは、「協働請求権」と「協働諾否権」で、これを「住民の権利」に盛り込むべきではないかということです。 先ほど、副会長が言われました１月２３日の資料の５ページ、本日、２月１７日付けの対照表も同じページで、第７条第４項の第６号になります。 なぜこういう提案をしたかというそもそも論の出発点が実はございまして、それは平成１９年１月１２日の熊本日日新聞にも出ておりますけれども、特別委員会の正副会長修正素案では、「市民が協働の名の下に、市の仕事を下請け的に、強制されることがないように配慮した」という理由で、参画・協働という言葉を削除したということです。 まずはこの「市の仕事を下請け的に、強制的にされることがないように配慮した」という、この意味について、具体的にどういうケース、どういうことが現実的に強制されるのか、具体的なケースを鈴木委員の方からご説明いただければと思います。
鈴　木 委　員	今、議論しているのは、協働そのものの適宜も含めて、林委員の提案ですので、その説明を全部終えていただいた上で、私の方も、きっかけになったということを言っていただいておりますので、話をしてまいりたいと思います。
林 委　員	この「協働諾否権」を入れたのは、鈴木委員の特別委員会での議論も関係あるのですが、実は、「協働する権利」というのが、上越市の自治基本条例にはあるのです。 このことについては、上越市の担当者に聞いたりもしたのですが、協働事業というのは、いわゆる権力行政以外の私的自治の原則と同じような領域である民間の領域が担う事業で、一番いい例としては、狛江市で行われている「いのちにやさしい街づくり」という市民協働事業です。この事業は、猫がこれ以上増えないように地域猫にしようという活動で、補助金、もしくは委託事業ということで、住民とともにやっています。

	それから花いっぱい運動や生活排水、汚染防止関係の事業、地域子育てスクールや母子福祉会館の管理、そして中学校校区の健全育成事業などを、役所がＮＰＯ法人やいろいろなグループと行っているのです。 協働事業を沢山やっていることは、それはそれで良いのですが、諾否権を入れたというのは、実は鈴木委員のいう恐れと関係するのですが、私のところへ、ある市の３００世帯を束ねている町会長から相談がありました。内容は、「市の方から災害関係について、一緒に、委託関係でやっていただきたい」という相談で、それについては、個人情報が出てくるんです。他人様の赤裸々な秘密も全部、町会長だとかが扱うことについて、守秘義務を負っている特別職の地方公務員ならいいのですが、いかがですかという相談を受けました。こういうのは、特別職の公務員の身分で守秘義務などがある場合はいいのだけれども、そうではない時はやはり問題があり過ぎると思います。 このような依頼が役所からあった場合、やはり諾否権というものを持っておかないと危ないな、ということで、この諾否権を入れたのが実際なんです。この協働諾否権は将来的なことも考えて入れておかないと、ちょっと困るだろうと思います。
鈴　木 委　員	先ほど、ご説明をいただいた発言の背景には、地方分権の流れが急速に進んでいる実態の中で、今、国も地方も、住民サービスをどう提供していくか、ということに使われている言葉が３つあります。それは共助、自助、公助です。 事業量は、今後ますます確実に増えていく、一方、財政的な問題などにより、手立てできる部分は少なくなっていく。また人口減少社会ははっきりしており、その中で任されている共助、自助、公助。 特に公助と共助の部分で、今まで公助で行っていた部分を、共助で支えようと、具体的になっているのです。 例えば、林委員が言われた、災害に遭いやすい人の情報をどうするかというケースも、当然地域の方たちにお願いしたりとか、ある特定の方たちを支えているＮＰＯの方にお願いしたりということで、共助の部分での仕事量は確実に増えてくるのは確かだと思います。 問題は、今までは、行政でカバーできていたものを、分業という形で行われてきますので、当然そこには、サービスを維持しなくてはいけないという前提があります。表現は違っていても、強制的にならざるを得ない分が確実に出てくるだろうという風に考えた場合、協働という言葉だけで、縛ってしまうのは危ないというのが根底にあります。 そういう意味では、自治というのは、住民と一緒に作っていくものだという前提で考えた場合、一つはきちんと説明責任を果たしていくという大前提の下で、共有された情報を見て、市民がいわゆる自助・公助・共助の部分の共助に参加す

	るか、選択できるようにしておく必要がある。 　もう一つは、市民という言葉で言っていいのか、わかりませんが、共助でやっていく場合に、選択肢を広げていくことが本当は自治だろうと私は思っておりまして、このことが出来ないのは市民ではないという考え方が底辺に流れてしまったら、自主自立というものは存在しないだろうと思います。 　選択の中から、自分が貢献していくことを選ぶことも出来るし、自分の環境的・経済的な問題や時間的な問題も含めて、協働ができなくてもペナルティにならない社会がベースになければ、本当の協働は作れないのではないかという背景で、こういう発言をさせていただいたわけです。よろしくお願いします。
荒　木 副会長	山口会長がいらっしゃったので、ここでバトンタッチしておこうと思いますが、その前に、協働というのは、私たちが日常生活していく人たちの生活原理なんです。 　だから、その憲政原理からそういったものを攻め込む筋合いのものではなく、生活原理で、お互いに納得してルールなどを作って一緒にやっていこうというのが協働になるわけです。 　民民の協働が基礎になって、それから公民協働や公公協働となっていくということなのです。 　ですから、民民協働を伸ばしていくことが住民自治を強化していくということにつながっていくのだということを確認することで、自治基本条例の中に大きな方向性として謳え込めばよろしいのではないかと私は思っておりました。 　このあたりで会長にバトンタッチしたいと思います。
田　中 委　員	私はごく普通の市民の感覚からして、協働と言われた場合に、そういうややこしいことを考えなければいけないのかと思いました。 　他都市の条例を見ても、諾否権ということを書いているところは無いように思います。 　協働する権利はあるかもしれませんが、あまり法律的に考えなくてもいいのではないかと思います。そこまで色々法律的に考えて、条例の全文を作っていくのはどうかと私は感じます。 　今年の１月３０日の朝日新聞に、ガバメントＮＰＯという言葉が出ており、そこには協働が今非常に疲れ、１０年ぐらいやってきた経過を見てみると、問題をはらんできている一面もあると書いてありました。 　協働については、協働条例を作る場合、先駆者が色々おるわけですから、そういうところを見て、決めていけば良いのではないでしょうか。法律的に、厳密にした方がいいのかも知れませんが、たぶん一般的な考えからは、ついていけないということだけ申し上げます。
山　形	この「協働請求権」と「協働諾否権」の話題の前に、基礎的な質問になるかも

委　員	しれませんが、今日、個人情報に関する答申が新聞に出ていました。 　災害時の要援護者の情報を提供してよいかどうかで、「可」という答申だったと思います。 　その中に、障がいを持つ人のことが除外されていましたが、そこのことについて、皆さんどのようにお考えなのか、行政の方はどう考えられているのか、その辺のところを良かったら簡単にお伺いしたいと思います。
寺　本 委　員	先ほど鈴木委員から出ました考え方、自助、共助、公助の中の共助の部分だと思います。 　要援護者への支援ということでは、例えば高齢者の方につきましては、災害が起きた場合に、自主防災クラブや消防団や消防局、また市の職員もそういう方々の生命と財産を守る義務がございます。 　このような中、災害時支援につきましては、健康福祉局の方が窓口になっておりますが、書類で申し込みをされた方につきましては、災害が起きた場合、要援護者へ支援ができるという制度があります。 　この制度への登録者を増やすために、登録していない要援護者の情報を民生委員に提供することについて、情報公開の審議会の方で、審議されまして、その分につきましては、認められたというものです。 　それから先ほどのことですけれども、確かに林委員、それから鈴木委員のおっしゃるように、法理論的には「協働請求権」「協働諾否権」まで踏み込んでの議論も当然考えられると思います。 　しかし協働というのは、それぞれが対等な立場で、お互いに役割と責任を分担してやるということですので、私はそこまで踏み込まなくてもいいのではないかと考えております。
山　口 会　長	林委員から「協働請求権」「協働諾否権」があった方がいいという提案があって、ちょっと違うのではないか、というご意見もあったと思います。 　なかなかまとまりにくいのでしたら、両論併記ということにさせていただいて、次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。 　（一同了承） 　では、次にまいりたいと思います。 　次は、前に戻る感じになるかと思いますが、林委員の資料では、７ページの「市の執行機関等の役割」です。 　試案の部分を事務局に読み上げていただきます。 　（事務局　読み上げ） 　ここの論点は、いくつかありまして、まず、右側の第１４条、「市長及び執行機関の設置」をご覧ください。「住民の直接選挙により信託を受けた市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。」とありますが、条文の中に「信託を

	受けた」と明記するのか、ということ。
	そして、そもそも市長および執行機関の設定といったものを、規定する必要があるのかどうかで、そこは地方自治法の関係でどう考えるのかということになると思います。 次に、第１６条の「市長の責務」で、「住民の意見を聴く」といったこと。それから、第２項では、「市政運営の方針を定め、達成状況を報告しなければなりません」などといった規定があります。先ほど読んでいただきました正副会長試案の中では、そのような具体的な問題につきましては、公正な市政運営を行うための手段という位置づけで入れておりませんが、入れるべきなのかどうかということになると思います。 また、第１７条「執行機関の連携及び協力」に関する規定ですが、このような規定が必要なのかどうか、これも地方自治法には、市長の総合調整権といった規定がすでにあると思います。 次に第１９条の「補助機関である市の職員の責務」ですが、「住民の信託に由来」といったことを明記するのか、それから「地域課題の発見」といったことも期待されております。この地域課題の発見といったものについては、市の執行機関の役割でも規定しているのですが、職員の役割なのか、それとも、執行機関等の役割なのか、といったことで、少し議論をしていただければと思います。 何かございませんでしょうか。
鈴　木 委　員	正副会長試案の「市長の責務」の２番目のところに、「公平及び公正」というのが出されております。 それから林委員は、「市長の責務」で「公正かつ誠実・透明」とされております。いずれにしても「公正」というのは、私には大事なところであると思っておりますが、幸山市長の総合計画や当選してからの発言では、「公平及び公正」が随所に出てきておりますので、この２つを併記すべきではないかどうかという、そこら辺をご議論いただければと思います。 私の個人的な見方として、公平は個人の見方、公正は取り扱い方と考えます。施策展開として、公正に、例えば福祉でいけば、応能負担か応益負担か、どちらを選択するも公正なやり方をするということ。公平というのはそれぞれシチュエーションが違う中でも同じように見ていきますよということだと思います。 林委員の方は、公正という対処の手立てを中心に書かれたのかな、と感じるのですが、そういう意味では、公正の中に公平も入るのかなという気もしないではないと思っております。 公正だから、市民の幸福につながると私は限らないと、個人的には思っているということです。 表現は難しいと思います。

西　村 委　員	まず、「市長及び執行機関の設置」ですが、分権一括法以降、自分たちが自ら自治体を創設していくという考え方は、現実には法的にあるのですが、法があるからそうしたという受動的ではなく、積極的に自らが創設するという再定義の問題で、観念の問題として明確にしていく必要があると思います。 そして、代表機関は、やはり主権者である住民の信託によって選ばれ、初めてその権力というか、権限を持つことができ、仕事ができるわけですから、この信託という言葉は、根本的な概念でありますので、是非入れる必要があるという風に思います。 次に、市長の責務という場合、やはり自治体が何のためにあるかを一言で言えば、自治体の根本目標、根本原則というのは、住民の福祉の実現につながるという、この一点に尽きますので、このことは。市長の責務の中に最大の目標にするということを明記する必要があると思います。また、そこまでいく過程で、自治基本条例の運営の原則とか、理念とか、制度を遵守し、情報の共有、市政への市民の参画を基本にしながら、説明応答の責任をしていくということを明記されないといけないのではないかと思います。 次に、市長は代わりますが、条例は何年も何年も続いていくわけですから、当然、年度の初めに議会と市民に対して、やはり方針なり、方針が前年度で終わっていれば、達成状況を報告するということが必要ではないかと思います。 それから執行機関の関係では、行政機関は相互に連携・協力を図っていくことを明記しておく必要ではないかということです。 また、当然、補助機関も市長が市民の信託を受けてやって、その指示の下で政策が展開されていくわけですから、その補助機関は当然、「住民の信託に由来する」ということも明記しておくべきではないかと思います。 最後に、今まで行政は中央官庁の指示とか、法律だけでやっていけばよかったのですが、２０００年４月の分権一括法以降は、地域の住民の中に問題を発見して、それを解決していく、そういう政策能力、実務能力が必要になってきているとい思います。
山　口 会　長	まず信託については、今必要だというご意見をいただきましたがここでの論点は、信託が必要か否かだけでなく、この信託というものがすでに議論したように、前文もしくは目的か基本理念に盛り込むことが決まっている中で、ここであえてもう一回盛り込むのかどうかという観点で、ご意見いただければと思います。
原 委　員	信託につきましては、前々回の時に協議したように前文などに入れるとしておりますので、ここでは入れる必要はないと思います。また、地方自治法上に規定されております「市長の設置」だとか、「執行機関の設置」ということにつきましても、敢えて入れる必要があるのかと思います。出来るだけわかりやすく、簡潔にお願いしたいと思います。

山　口 委　員	今、信託と「市長の設置」の話がありましたが、そのほかに執行機関相互の連携のことなども地方自治法に規定があります。 あるのだけれども、敢えてもう一回ここで載せるか否かという問題で、内容としてそれが不必要という議論はしていません。 必要だということを承知した上で、敢えて自治基本条例でも規定するのか、ここは方針の問題に関わってくるので、その観点からのご意見をお願いしたいと思います。
田　中 委　員	結論から先に申し上げると、私はこういう信託という文言は入れた方がいいと思います。 一般の市民の方というのは、市民と市がどういう関係にあるのかというそういう視点があまりないというか、ほとんどの方が無関心であり、それが一番の問題だと思います。 そういう意味では、市民の方がお願いして、信頼して仕事を託しているということを明確に示す方がいいのではないかと思います。
山　口 会　長	確認です。 信託は、第１４条、第１５条の第１項、さらに第１９条でも出てきていますが、全部必要だというご意見なのでしょうか。
田　中 委　員	３つとも入れた方が良いと思います。
林 委　員	信託の文言を入れるべきとの田中委員のご発言は、高齢者等の住民の方々の代弁者的な形でのご発言だったと思いますが、そのとおりだと私も思っております。 私も地方自治法の講義をやっておりますけれども、学生にしても、大学院の修士課程にしても、本質的なことについてはどういうものかということをきちんと説明しないと全く分かりません。条文化した形で、主権者と二元代表という中におけるその関係というのがどうなっているのか、ということについては、説明しないと全く分かりません。 ですから、住民の方々が主権者であって、そして住民の信託を受けた二元代表であるということを、前文にあるからいいとか、地方自治法にあるからいいということにはならないと考えます。 プロや専門家を対象としたものであればいいのですが、自治基本条例はそういうことではなくて、高齢者の方から、素人の方々もこういう権利が自分たちにもあるということを理解してもらうためにも、そのところを明確に、くどいようですが条文の中に入れ込むということは絶対必要であると、私は考えていますので、是非入れていただければと思っております。
松　崎	市長の責務というところに限って申し上げさせていただきますと、私は信託と

委　員	いう言葉よりも「市の代表として」という、左側の案の内容で十分と思っています。 　自治基本条例を作りつつあるのですけれども、この条例が出来上がるというのを仮定して、それを尊重して、条例の推進に努力をしますというのが、その信託を受けた、代表者としての責務だという風に思っておりますので、平易な文章で書き、合意のありました前文のところに入れていただければ十分ではないかと思います。
鈴　木 委　員	両方とも正解だと思いますが、条例をどういう方向で作成するのかにかかわってくるのかという気がしました。 　執行する権限を持っている執行機関と対極の中で捉えるのか、ベースに民民の協働というのをどうサポートしていくのかという風に捉えるのか、書き方が変わってくるので、間違いは無いのですが、ただ一つ言えるのは、それがごちゃごちゃになった条例は見苦しいという事だけを指摘しておきたいと思います。
山　口 会　長	ありがとうございます。 　議論は２つに分かれて、個々の条文の問題だけでなく、条例に対する考え方がこの条例全体に反映していくということだと思います。 　そうしますと、ここだけで一本化はちょっと難しいと思うので、もう少し先に進んでみて、その辺のところも踏まえながら、別の規定も見ていくという風にしたいと思います。 　市の役割、先ほどの「市長の設置」だとか、「執行機関との連携」の問題だとか、それについても地方自治法との関係なのですが、そういった関係で整理をするということにさせていただきます。 　ここでは両論併記にしたいと思います。 　（一同了承） 　それでは、次に「情報共有」に入ります。 　資料の９ページですが、まず、試案の部分を事務局に読み上げていただきます。 　（事務局　読み上げ） 　ここでの論点は、まず、右側の林委員と西村委員の提言の第３５条「情報を取得する権利」で、このような規定が必要かどうかということです。 　前回の委員会で田中委員から、「取得」なのか、それとも「求める」ということなのかという発言があり、「求める」ですと、求められた行政機関としては渡す場合もあるし、渡さない場合もあると思うのですが、「取得する権利」となれば、どんなものであっても、行政からすると出さなければいけないというところまでいくと思います。

	そういった権利をここの情報共有のところで協議するとしていましたので、「求める権利」で止めるのか、それとも「取得する権利」まで進むのかということを協議したいということです。 次が、３６条の「情報公開・共有の原則」ですが、これは左側の正副会長試案では、「情報公開条例の定めるところにより」とか、「個人情報保護条例に定めるところにより」としております。 要するに情報公開は現在の条例がありますが、情報共有の原則といったものを入れた場合には、現在の情報公開条例を改正して情報共有の原則というものまで含まなければいけないということになるかと思うので、そこまで進めるべきなのかどうかということが、１つ課題になるのかなと思います。 もう１回整理しますと、左側の正副会長試案では、(1)情報共有の②で、「情報公開条例に定めるところにより」ということが入っています。 また、(2)個人情報保護の①では、「個人情報保護条例に定めるところにより」というものが入っています。それに対して、右側では、それが無いわけです。 試案にすると、それに応じた条例改正をする。右側の案にすると、別の条例を作るということにもなってくると思います。 さらに、右側の３７条のところで、「行政の意思決定過程の情報の共有」について、(1)から(8)までありまして、このようなに具体的に例示すべきかどうかということになるかと思います。試案ではそのような具体的なことは記載しておりません。 それから、次のページの３９条、「市の情報の収集及び管理」ですが、これは左側の試案にはないもので、プラスアルファとして付け加えるということで、文書管理条例といったものを制定することになるかと思います。 最初からいきますと、「情報を取得する権利」と「求める権利」の違い。それから「情報公開・共有の原則」を現在ある条例の範囲にとどめるのか、それともプラスアルファにしていくのか。 更には意思決定過程の情報といったことを具体的に書くべきなのか。 最後が文書管理のあり方についての規定。４点あるかと思います。
山　形 委　員	「取得する権利」なのか「求める権利」なのかは、やはり「取得する権利」だと、市民という立場では思います。 それから、「情報公開・共有の原則」にしても、意思決定についても、今の規定を見直すぐらいの自治基本条例の考え方というものを打ち出してもいいのではないかと思います。 当然、文書管理規定につきましても、確か、幸山市長のマニフェストの中に情報公開・説明責任というのは、ただ今持っているやつを出すだけでは説明責任とは認められないのだと、市民がよりわかりやすく具現化して、具体的に説明する

	というところまで、行政の仕事としてあるんだということを、確か書かれていたかと思います。 それは何年も変わっていませんので、やはりこの条例の中で出してもらいたいと思います。
落　水 委　員	今、山形委員からお話がありましたけれども、文書管理のことについて一言。 文書管理は、地方自治の中でも、行政の中でも基本といわれるようなレベルに達しつつあると思います。 ただ、我が都市の規模からいきますと、今日、明日に出来るものではとてもないという現実もあるわけです。ですから、これはここに条例を作るということは書いてありませんので、項目として、収集・管理という部分を、私は、適当に謳い込む時期に来ているのではないかと思います。 ただ、その条例を早急に作るというのは現実性がありませんので、ここら辺は幸山市長のテーマとして是非取り組んでいただきたいと思いますし、実例を挙げますと、隣の宇土市が文書管理条例を作っております。 はっきり申しあげまして、皆さん方一度おいでになってください。５時１５分に行きますと、デスクの上が非常に綺麗です。そして、A職員が急病で休んだ時に、A職員が担当している市民の方が来庁されても、「A職員は今日は休んでいます」とは言いません。B職員がA職員の文書箱からパッと資料を出して、ちゃんとファイルを見て答えることができるんです。 それは行政サービスの向上につながっていきますので、将来展望として、地方自治には必要不可欠なことだと思っておりますので、この部分は是非とも残していただきたいと思っております。 それと、情報の取得の権利についてですが、これは少し微妙かと思います。一例を挙げますと、国民投票法が制定されました。そして今、その名簿作成の予算が新年度予算で上がって参ります。 どこの自治体でも上がってくるんですけど、実はこの国民投票名簿というものは、閲覧可能です。閲覧可能というのは、ここにおられる方、全ての方の名簿を自由に見ることができます。 私はこういうことが、もの凄く不思議に思います。いとも簡単に個人の情報が、どんどん現実的に行政から漏れるような次元のことが未だに山ほどあるんです。 ですから私は、権利を明記することに関しては非常に躊躇しています。どこまでが個人情報であるのかという明確な論議もなしに、アバウトな感覚で、学校の緊急連絡網すらつくれないような妙な制限を作っている。 まだ、日本の国全体で、情報の線引きが明確でないままに、権利だけ拡大主張していくというのは、非常に疑問符が付いております。
寺　本	正副会長試案でお願いしたいと思っております。

委　員	情報公開、それから、個人情報保護につきましても条例を定めておりますし、例えば権利としますと、当然、皆さんご存じと思いますけど、不開示情報もございますので、その辺の兼ね合いで非常に難しいと思います。 当然、情報公開で不開示としたときも、第三者の外部委員も含まれた情報公開審査会がございますので、そこで議論していただきまして、異議申し立てにつきまして、お答えするという形になっております。 それから、情報の管理につきましては、条例ではございませんけれども、熊本市文書に関する訓令を定めておりますので、特に自治基本条例で規定する必要はないと考えております。 また、国民投票の名簿関係につきましては、国で議論されていますので、その辺を含めまして、今後、私のところでも検討、研究していきたいと考えております。
田　中 委　員	私は「情報を取得する権利」だと思うので、全面的に林委員の主張に賛成です。色々と問題になっている随意契約とか、それから議会でいえば、政務調査費の問題。これは裁判沙汰にまでなっているみたいですが、このような件に関し、一生懸命やっておられる方の話を聞きますと、もの凄くバリアがあると言うんです。 これは一体どこから来るのかということを、もう少し検討して、もう少しバリアを低くしてやらないと、市民と行政の間の透明なやり取りというものが出来ないと思うんです。 そういう意味で、もう少し突っ込んで、この問題については、今現在あるから十分だということでは、私は納得できないということです。 それから、意思決定過程の情報共有につきましては、ここに林委員が色々書いておられますが、これは参画条例だとか、そういうところに書けばいいのではないかと思います。 私は、自治基本条例はなるべく短くしたいと思っております。
西　村 委　員	今、田中委員が言われましたように、やはり情報は、法的手続きをとって、きちんと取得できるようにするべきだと思います。 それからもう１つは、情報公開・情報推進の原則が、林委員の案の９ページにありますが迅速、公表、公開、提供ということを原則として明記する必要があり、正副会長試案の「認識する」では弱いと思います。 ３点目は、正副会長試案には、「情報公開条例に定めるところにより」とあるんですが、結論的に言いますと、これは取ったほうがよいのではないでしょうか。 なぜかと言いますと、自治基本条例ですから、基本の原則を明確にすることによって、後は具体的に個々の条例については、改正したり、改廃していくべきだと思います。 日本国憲法も法律はどこどこでとは書いてないわけですから、やはり自治基本

	条例という位置づけと性格からして、個別条例をどうこうということは書かなくてもいいのではないかと思うんです。 　それから、４点目は行政の意思決定過程の情報の共有。これは田中委員もおっしゃられましたけれども、どちらで持っていくかということですが、やはり市民が一番知りたいのは決定過程です。どういう理由で、また、どういう経過で、行政の計画なり執行が決定されてきたかということが、非常に関心があるわけです。 　この内容は、議会基本条例を作っている池田町では、議会が具体的な意思決定過程を行政側に説明を求めているんです。 　議会基本条例の中でも行政の意思決定過程を明らかにしていくという流れです。 　それから、ニセコ町でも、こういう意思決定過程というものを明らかにしていくとしていますから、熊本市もやはりこういう方向で、林委員が提案されているような内容で決定していくべきではないかと思います。 　最後に落水委員も言われましたが、市の情報収集・管理は、はっきり条文に明記しておく必要があるのではないかと思います。
寺　本 委　員	田中委員がおっしゃった先ほどの件ですが、随意契約についても情報公開請求をいただくと、きちんと提出できます。 　それと別に、工事やコンサル関係は、ホームページで全て見られるようになっております。 　また、随意契約が問題になっておりますので、平成２１年４月１日からは、各局で随意契約したものは、ホームページで見られるような形に改善いたします。 　それから、個人情報について、先ほどと同じ意見でございますが、現在の条例を超えて、自治基本条例で定めるということは、色々と議論すべきことだと思っております。 　現在の条例をどう考えるかということですので、この現在の条例をどう議論するかという、別の問題も出てくると思います。
林 委　員	会長が言われました４点の論点について、私からも意見を申し上げたいと思います。 　まず、取得する権利ですが、今日もニセコ町の担当者と、ニセコ町まちづくり基本条例の第３条にある「わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。」という規定の制定過程について議論しました。 　今、例えば「求める権利」という後退した話が現になされているのか、もしくは、検討になっているのかということについて確認しましたが、情報を取得する権利ということまで入れないと、住民に対するニセコ町としての的確な情報が渡

	らないとのことでした。 　もし仮に、求めてきた情報が個人情報であるとするならば、個人情報保護条例でしっかり不開示なら不開示決定という形でやればいいということを言っておりました。 　それから、「情報公開・共有の原則」、「意思決定過程の情報の共有」ですけれども、やはりこれは自治基本条例の中で明確に入れ込む必要があるだろうと思います。 　住民の方々が、どういうものを取得できるのか、その中に意思決定過程の情報も含めてもらえるのかというところを、自治基本条例の中で謳いこむ必要があるだろうと思います。 　特に意思決定過程については、九州大学の教授だった大橋洋一先生が、藤田宙靖先生の退職記念論文集の中で、総合計画も含めて行政の計画の意思決定過程における情報の提示の重要性というものを、詳しく書いておられます。 　これからは、行政の計画過程における情報の共有・公開、これを先にやっておけば、後で訴訟が起こるだとか、それから反対が起こるだとか、結果としては行政の公正さ、もしくは計画がスムーズにいくということに繋がるだろうと思っております。 　それから、「市の情報の収集及び管理」の問題ですが、やはり文書管理の関係については、先ほど落水委員がおっしゃったように、文書管理は基本中の基本で、役所における情報の収集・管理は、条文の中に入れておく必要があるだろうと思います。 　私の提案の１０ページの４０条に個人情報保護関係についての条文を入れておりますけれども、基本的人権としての個人の尊厳を確保するための、個人情報の開示だとか、訂正請求、こういうものを権利として謳っておりますので、この辺のところも含めた条文を自治基本条例の中に盛り込んでいただければと思います。
山　口 会　長	何点か整理させていただきたいと思います。 　まず、「情報を取得する権利」、これは情報共有も同じことかと思うのですが、全ての情報とはならないことについての了解はあるということでよろしいですよね。 　例えば、個人情報だとかといったものについては、誰もが請求できるというわけではないということです。 　請求権や、取得する権利があるとしても、例外があるということです。 　その例外を何で定めているのかといったことについては、これは情報公開条例なり、個人情報保護条例なりがあるということでよろしいわけですね。 　現在の情報公開条例の中身が不十分であるとすれば、それを改正する必要があ

	るかもしれない。ただ、それは精査しなければわからないので、ここで決定はできないのではないかと、そこまではよろしいですね。 　それで、２つ目、意思決定過程の情報についても、これも情報公開条例にあると思っているんです。 　林委員の３７条を見ますと細かく書いてあるので、これをそのまま入れ込もうとすれば、情報公開条例の改正になるのかなという感じも致します。 　また、ここで書いてあることは、他都市では、行政手続、パブリックコメント条例あたりで入れているところがあります。位置づけはパブリックコメント条例なのか、市民参加条例なのか、いろんなパターンはあるので、私の意見でいえば、自治基本条例の中で、ここまで細かく規定する必要はないのではないかと思います。 　内容についても、これは入れたほうがいいだとか、これはちょっとというものがあると思うので、もう少し精査が必要だと思います。 　その作業は、市民参加条例なり、パブリックコメント条例なりを作る際に精査したらどうか。原則はここに載ってくるのですけれども、具体的な項目については今判断ができないのではないかと思っているところです。 　そして、情報の管理関係については、宇土市の条例が全国初だったと思うのですけれども、条例化は少ないのです。 　規定でやっているところは多いし、現在も形式はともかくとして、要綱は熊本市にもあるということですので、今やっているから要らないのではないかというご発言もありましたけれども、特にプラスの作業をすることにはならないので、残してもいいのではないのかと私は思ったのですが。 　私の意見についてのご意見があればお聞きしますが、なければ次に進みたいのですが。
西　村 委　員	今、会長が言われた「行政の意思決定過程の情報の共有」を入れるということはいいわけですね。また、内容について、ここに(1)～(8)とありますけど、これをどうするかということは、もっと検討すべきだとおっしゃったというように理解してよいですね。
山　口 会　長	情報公開・共有の「推進」ですので、推進する中で精査していこうということです。
松　崎 委　員	情報公開条例ですとか、個人情報保護条例の中身が詳しくわからないので何とも言えないんですけれども、これによって、まだ不十分だということが例えばあるとすれば、あえて正副会長試案のところにある「情報公開条例に定めるところにより」とか「個人情報保護条例に定めるところにより」というものを外してはどうでしょうか。改正したり見直したりするためには、ここにこの文言があれば規制されてしまうのではないでしょうか。

	「情報提供に関する新たな仕組みを整備する。」と下に書いてありますから、これは是非とも盛り込んでいただいて、不備な部分を何とか補っていくような仕組みを作るということを書きこんでいただきたいと思います。
山　口 会　長	情報公開条例や個人情報保護条例という規定を残さないとすると、どこでやるのという話が出てきてしまうのですが。
鈴　木 委　員	情報公開条例の内容は改定できるんですよ。だから、逆に公開のための手続きに基づいてやりますということの宣言をしておく必要があるので、これは残しておくべきだと思います。 それから、個人情報についても、特に「これは出されてはいけない、個人を守らなくてはいけない」と言った事が必要ですので、やはりここは両方とも残すべき言葉だと思います。 問題は個人情報の保護条例が本当に個人の情報を守れているのかどうか、それから情報公開条例については、手続き上、例えばプリント代としてお金を取られていて、もう少し安くできないのかとか、色々な問題があるわけです。 そういったものは条例を変えていけばいいのであって、これ自体は逆にしっかり置いておかないと、ただの開かない文書になってしまう気がします。 ここで言っているのは、今ある条例を認めていることではないのです。条例は常に動いているという前提を持たないということです。 現情報公開条例を固執しなさいとは一言も書いていないんです。
西　村 委　員	松崎委員がおっしゃられたように、自治基本条例というのは、情報公開・情報共有を推進する原則を明確にし、何を公開していくかということを明らかにして、具体的な条例というものはここから外し、それは別の角度から別の場所で検討していけばいいと思います。 その自治基本条例の情報共有の推進の原則にあったような形で、個別の情報公開条例は制定し、改廃していくとしていかないと、がんじがらめになるんです。 これを外したからと言って、情報公開条例の検討が制約を受けるわけではなくて、逆にいろんな形で自由に議論ができると思うんです。
田　中 委　員	私は西村委員が言ったことはその通りじゃないかと思うんです。 条例は、最高規範性というか、これを基に他の条例がぶら下がるんですよね。それが、ぶら下がる基に下のものが文書に載ってくるのはおかしいと思います。
山　口 会　長	自治基本条例ができれば、その原則に沿って、今ある条例を見直すのですよと言っているので、何も矛盾はないと思うのですが。
西　村 委　員	ここに書いてあることを問題にしているんです。
鈴　木 委　員	もう少し逆に言わせてもらうと、「情報公開条例に定めるところにより」と書いておけば、自治基本条例がきちっと決まれば、それに基づいて、改正を求める

	文章になるんです。だから、そういう意味では同じだと言っているんです。
山　口 会　長	自治基本条例とは、自治体の法体系を整備するための条例なので、西村委員と田中委員の解釈が違っていて、鈴木委員の指摘が正しいのです。これは正しいと言い切りますけれども、そういうことだと思います。 この件は合意を得られないようですが、他都市の条例は、全てそういう解釈で動いています。
原 委　員	私は鈴木委員と同じ意見ですけれども、この自治基本条例の規定というものを具体化していくということでは、３原則の情報共有と参画、協働で、情報共有は、情報公開条例が個別条例として明確にしていくことが、この自治基本条例では大変重要なことではないかと思っておりますし、先ほど言われましたように、やはり見直しが必要なものは、それを見直していくということだと思っていますので、ここではやはり明記しておくべきだと思います。
林 委　員	「情報公開条例に定めるところにより」とか「個人情報保護条例に定めるところにより」とか、これは、最高規範である自治基本条例の劣位にある個別の条例が、この条例に制御されてしまうということは、これは法理論の体系から言っても最高規範性という自治基本条例の位置付けから言っても間違っております。 私の案の４０条でも書いておりますように、例えば個人情報の保護でしたら、原理原則というものを自治基本条例の条文に書いて、その理念とか根本的なものは、個別条例で別に定めるとし、「個人情報保護条例によるところにより」とか、そういう文章を自治基本条例の条文の中に入れ込むということは本末転倒の議論であり、自治基本条例というものの正当性、位置づけというものについて、間違った考え方をとっておられているのではないかなと、私は思っております。
山　口 会　長	では、両論併記とします。次は「参画」になります。林委員の資料では１１ページの４２条で「参画推進の原則」というものが掲げられておりまして、４３条では「住民の参画の機会の保障」や具体的な参画の対象といったものを規定しております。 次に、１２ページの第４７条ですが、そこでは「意見及び提案制度」というものが掲げられております。 住民からの提案制度といったものを条例上、位置付けるというか、ここでは創設と書いてありますが、現在パブリックコメント制度を実施しているのであれば創設ではないのかもしれません。 それから、第三者機関の設置といったものも書かれているところです。そして４８条で「パブリックコメント」という項目がありまして、「口頭で直接住民に説明し」といったことも書かれているわけです。 パブリックコメント制度は一般的には文書で行うものなのかなという感じもしますが、プラスアルファの部分を含めた規定をここに載せているということだ

	ろうと思います。 　これにつきまして審議をお願いできればと思います。
鈴　木 委　員	正副会長試案は理念的なことを書き込んで、仕組みの整備だとか、まちづくり条例とかいう整理をするという、別条例という基本的な考え方であり、できるだけ理念条例として明らかにしましょうという発想です。 　一方、林委員が提案されたものは、できるだけ具体的に書き込むことによって強調したいということだと思うので、どっちを選択するかということを論点にやったほうがいいと思います。
山　口 会　長	そういった観点も含めましてご意見をいただければと思います。
西　村 委　員	正副委員長試案を見ますと非常に抽象的で、市民には非常にわかりにくいです。林委員から出されている案は、極めて具体的です。 　それを、折衷というか、融合させて、いい条例にしていくということも一つの方法かと思います。それは知恵を出し合って考えていけばいいと思いますが、それぞれ比較してみますと、第一に正副会長試案は、参加推進の原則というものが明確にされていないんです。 　林委員の案では、「市政へ」という言葉が抜けているようですが、住民参加を推進し、住民の参加の機会を保障しなければならないという、参加推進の原則を、やはり自治基本条例では明確にするということが第一です。 　それから、２番目は４３条の「住民参画制度の確立」です。 　市民にはどういうものに参加できるかということを明らかにしておく必要があると思います。 　また、参加の形態についてですが、多摩市では参加の形態まで非常に明らかになっていますけど、参加の形態とか、それから参加の方法について、やはり多様な沢山の市民が参加できるようなものを追及していくということを、４３条の２項にあるように明らかにする必要があると思います。 　もう１つ、３番目に大きな問題は、住民参画推進評価委員会と、第三者機関としての推進委員会を設置するということが非常に大事ではないかと思います。 　あと、パブコメの問題でいいますと、文書で回答を求められても、住民はわかりにくいですから、やはり市の職員の方が直接住民に説明して、理解してもらって、色々意見を聞くということが非常に大事だと思います。
山　口 会　長	方針としては、原則プラスアルファ、折衷ということであったかと思います。折衷だとすると、林委員の案は少し詳しすぎるから、もう少し緩めてもいいのではないかということを含んでいる提案かと思います。
田　中 委　員	参画と協働のところは、私はこの条例の中心部だと思っております。しかし、「参画を」とか一口に言いますけれども、実際、自分で総合計画に参画しようと

	したときに、何ができるんだろうと思うのです。 　市民が考えたときに非常に難しいと思います。かなりのことに精通していないと、おそらく話を聞いてくれませんので、結果を聞いたほうが早いみたいな話になります。 　ですから、ここでは、正副会長試案にありますように、早く、参画の仕組みだとか、協働の仕組みを作るんだということで、とどめざるを得ないじゃないかと私は思うんです。 　実際それを作る場合に、林委員の提案されているようなことは非常に参考になると思うんですけれども、これらも含んで、住民が参加するといったときに、一体どうなのかということを、また役所の方もどの程度できるのだろうかということを少し検討し作らないと、あまり意味がないのではないかなという心配があります。
山　口 会　長	具体的には難しいのではないかというご意見だったと思います。 　感想めいたことで言えば、これだけの人数でもこれまでの議論の中で、なかなか結論が一致しなくて、両論併記というものが多いわけです。 　もっと多様な案件を多くの人数で議論すれば、それぞれ皆さんご意見を持っていると思うので、なかなか意見がまとまらないわけです。 　でも、どこかでまとめなければいけないということであれば、そのルールとして、意見を聞いたのだけれどもこうだと、誰かが決めると、それが代表機関であるということになろうかなと思うのですが。
山　形 委　員	確かに、林委員が言われる一つひとつの項目は、備わって欲しいなというものも沢山あります。 　例えば、住民参画推進評価委員会というものは、文言として残らなくても、こういうことはちゃんと考えているんだと、そのことをどこかで保障するといいますか、次の制度のときにきっちりみんなでやっていくんだと、または、次の人たちがやっていくんだということを、駅伝のたすきのようにつないでいくということをここで確認してもらう。 　それからパブリックコメントについても、パブリックコメントはただ聞き置きましたじゃなくて、その後どう使うとか、どう検討したんだと、毎年度年次報告書を作成するとか、第４８条３項にもありますけれども、もっとそれ以上に評価の仕組み、自己評価、他者評価、第三者評価というようなものを、ちゃんと取り入れて活かしていくということを、どこかで保障するみたいな考え方は絶対いると思うんです。 　そのための方向性だけを、皆さんで納得してもらって、一応、反対じゃないということを意思表示してもらったら、正副会長試案が大まかに被さっているということで、逆に安心できるような気もいたします。

	それから、せめて今日は協働までいきたいというのが私も個人的にありますのでよろしくお願いします。
原 委　員	私からは参画の部分で、先ほどもご説明がありましたように、基本理念、基本原則等をこの自治基本条例に盛り込むこととし、制度の仕組みでありますとか、詳しく内容まで書いていきますと、この項目だけではなくて、他の項目も同じような取り扱いをするものとか、全体的な部分で影響があるのではないかなと思います。 そこで、先ほど他の委員もおっしゃっていますように、今後、参画と協働によるまちづくり条例というものを作るということであれば、その中である程度わかりやすいものを作っていけばいいのかなと思っております。 それからもう１点、お尋ねですが、住民参画推進評価委員会を設置すべきということですが、後の２１ページで自治推進委員会という項目もあるかと思います。それとの整合性といいますか、役割分担といいますか、それはどのような形で考えていけばよいのでしょうか。 参画だけを見ていくのか、それともう１つは自治推進員会というものがこれから先の論議になるんですけれども、役割というものがなかなか見えてきませんので、そのときにまた議論をするということでもよろしいのかなと思います。
山　口 会　長	今の市民参画関係については自治推進委員会を議論するときにもう１回取り上げるとしたいと思います。 例えば、パブリックコメント条例でいうと、他都市のものは、もっと詳しいんですよね。これだけじゃちょっと具体化するといっても、具体化しきれていない部分もあると思います。また、正副会長試案よりプラスアルファがあるとしても、林委員案ほどのレベルで書くことは出来ないだろうし、他の規定との絡みもあると思いますので、この件につきましては、その程度にさせていただきまして、次にいきたいと思います。
落　水 委　員	正副会長試案の、「青少年・子どもの参画」の部分ですが、結局、「青少年・子どもの参画」をあえてここに特記するようなスタイルになっていることは、今はもう当然のことかとは思っているんですけれども、どうしても権利だけの部分が言葉として残っていますから、５ページの「市民の権利」と「市民の責務」と全部被るわけですから、できれば参画する権利と積極的に参画する責務とか、責務的な言葉を是非、「青少年・子どもの参画」にも入れたいと思っています。 権利意識の強い学校教育が未だに続いており、権利だけを主張する部分が非常に今の青少年にはありますので、責務についても是非ともご採用の程お願いします。
林 委　員	参画関係については、やはり高齢者も含めた住民の方々を、まず第一に考えるべきであると思います。

	システムとか参加の内容については、必要なところは書いておくべきであろうということが１つ。 それから、第三者機関としての住民参画推進評価委員会、これは必要だろうと思っています。参画関係だけについて審議する機関として設置すべきものです。これについて住民参画推進条例を定めるべきであるということを第７項に書いております。また、意見提案制度はやはりこういう形で入れ込んで、ここでも意見提案の評価委員会は作っておくべきではないのかと思っています。 パブリックコメントについても、第４８条の第４項でありますように、「別に条例で定める」という形で、パブリックコメントの条例制定で毎年度年次報告書を作成して公表し、なおかつ、質問に対する対話を通じた直接的な形で説明するというのも行政としては必要なのではないかと思います。 そこで、思いもかけない住民の発意というか、こういうことをやって欲しいという、そういう発意といいますか、本音、本当にこういうことをして欲しいと、そういうものが出てくるだろうと考えております。
西　村 委　員	原委員がおっしゃった、参画と協働のまちづくり条例というものは、作るということでいいわけですね。
山　口 会　長	それは作る方向だということで確認していいということですか。
原 委　員	参画と協働のまちづくり条例は必要であるという認識は持っております。
山　口 会　長	最後に「協働」のところまでで今日は終わりたいと思っているので、少しだけ延長させていただきたいと思います。 「協働」については、１３ページです。 論点としては、右側の林委員の提案の５１条にありますように、まず、「協働推進の基本原則」というものが書かれています。 次に、５２条では、今少し議論が出ました、協働を推進するための「協働推進評価委員会の設置」といったもの、それから、コミュニティ関係に参りまして、５４条で「学校と地域との連携」の話、５５条で「合併特例区」の話が出ております。
山　形 委　員	協働を進める上で、市がやっていた仕事を市民団体がやるといった場合に、市民団体に対して規制がかかったんです。 具体的な例を挙げるとはばかられるところもあるんですが、４０歳以上の乳がん検診を、４０歳以下の若い人たちにももっと広げるための活動を行おうとしたら、今現在、市がやっている検診の仕組みを委託されているところとの兼ね合いがあるとかで、すごくやりづらくなって、まだ暗礁に乗り上げている状態です。 要するに協働といった場合に、行政側も市民側も腹を割って話し合う中で解決

	すべき問題が、まだまだ残っているんです。 　そういうときに、もう少し基本原則としては、市民が自主的にやる部分に対しての、市側からの的確な助言なり、もっと言うならば一緒に活動するための人間も派遣するとか、そのぐらいの協働の仕組みをまず作らなくてはいけないと思うんです。 　そのためには、もう少し議論したいと思っているところですが、今日はとりあえず色々な個別の部分でもう少し皆さんのご意見を聞きながらと思っています。
西　村 委　員	構成の問題ですけれども、協働のところにコミュニティ、いわゆる地域のまちづくりも入っています。 　これは協働と離したほうがいいのではないかと思います。 　全然とまでは言いませんが、相当概念が違いますから。
山　口 会　長	わかりました。今日は第３節までにしたいと思います。 　協働についてのご意見をいただければと思います。
林 委　員	正副会長試案の確認といいますか、教えていただきたいのですが、「協働の原則」の中に「協働により市政運営及びまちづくりに取り組む」というものがございます。 　この市政運営とまちづくりの広さ狭さ、このまちづくりというのはどこまで広がるのか、どういう概念がこの中に入っているのか、まちづくりというのは地域のまちづくりでよろしいのか、範囲というものについて、市政運営とどう違うのかということについて教えて欲しいと思います。
山　口 会　長	その議論は何度も出ているところでありまして、要するにこれまでに結論が出なかったところで、正副会長試案は毎回毎回バージョンアップしていないので、当初のものが残っているだけですから、そのようにご理解願えればと思います。
鈴　木 委　員	第３節を中心にということですので、両方書いてありますけれども、１１ページと１３ページにも出ているように、参画と協働によるまちづくり条例、又はパブリックコメント条例、参画の形だとか協働の形の条例が作られていくという前提で話をさせていただくと、協働推進評価委員会、名称はこれになっていますけど、委員会等はきちっと条例づくりの中で位置づけをして、参画と協働というもののスタンスをしっかり入れるような委員会でなければならないと思っています。 　また、委員会は自治基本条例全体の推進という部分でのものにしておくべきで、複数はいらないのではないかという気があります。
山　口 会　長	委員会が複数必要との意見がありますが、事務分掌がはっきりまだ見えていない部分もあります。もしも作るのであれば、もう少し具体化したものがないと、何のための委員会なのかと言ったことになるのかなと思うのですが。 　数の問題もあるでしょうし、市民参画のための委員会、協働のための委員会、

	自治推進委員会との役割分担も整理しなければいけないという気も致します。 　委員会の問題を除くと、大体は右側と左側、似ているので意見が出ないのかもしれません。もしもそうであれば、ほぼ合意が得られたという整理をさせていただきたいと思うのですが。
西　村 委　員	自治基本条例の全体の中で、情報の共有と市民参画と協働というこの３つは、セットで考えていったほうがいいと思います。 　この３つに対し具体的に住民が参加し、そして協働していくという形になってくると思うんです。 　これは前から田中委員がおっしゃっていましたように、住民参画ということが自治基本条例の核、中心であるとおっしゃっていましたけど、この３つがセットになっていくと考えますと、参画と協働によるまちづくり条例をつくるということは、ものすごく大きな意味を持ってくるんだと思います。 　住民参画の推進のための第三者委員会、推進委員会を作ると同時に、協働も独自に追及していくような、協働推進委員会というものも設置していくべきではないかと思います。
原 委　員	基本的には西村委員がおっしゃったとおりですが、先ほど参画のところでも申し上げましたように、参画と協働につきましては、必要な基本原則をここで定めまして、具体的には個別条例として「参画と協働によるまちづくり条例」の中にある程度規定していくという考え方と、住民参画の委員会と協働推進の委員会、それにもう１つ自治推進委員会というものについて、まだ役割分担が見えないということもありますので、先ほど申し上げましたように、「自治推進委員会」のところで役割分担を検討しながら必要かどうかということを議論していく方法が１つあるかと思います。
山　口 会　長	正副会長試案でも「協働のための仕組み」ということで、それを整備しますと書いていますので、中身が委員会になるのか、どうなるのか、また名称をどうするのか、ということもありますが、仕組みを整備するということで表現されているのではないかと思います。 　最後は合意も取れて良かったのですが、林委員の資料では「住民自治による地域自治の運営」というものが残っておりまして、そこ以降、次回、議論をしたいと思います。 　次回は第１６回目ということで、来週２月２４日の火曜日、午後２時半からこの会場（駐輪場８階会議室）で開催しますのでよろしくお願いしたいと思います。 　それから、議事録の関係ですが、来週委員会ということで時間が足りませんので、今日の議論の議事録については、来週には間に合わないということでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。 　それではこれで終了いたします。